



平成30年5月23日
国土交通省東北運輸局

秋田交通圏のタクシーの運賃改定要請について

平成30年5月22日、秋田県秋田市のタクシー事業者である秋田梅田交通株式会社、新昭和タクシー株式会社から、一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の変更（運賃改定）を求める要請書が提出されましたのでお知らせします。
なお、秋田交通圏において本要請の日から3ヶ月の受付期間を経た後、法人事業者全体車両数の7割を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請者（平成30年5月22日現在）

法人名：秋田梅田交通 株式会社
住 所：秋田市新屋大川町18番10号

法人名：新昭和タクシー 株式会社
住 所：秋田県潟上市飯田川下虻川字街道下1番地5

2. 公定幅運賃変更要請の概要

【初乗運賃及び加算運賃】

- (要請) 普通車1. 5kmまで700円、287mごとに100円加算
※小型車と中型車の車種区分を統合して普通車とするもの
(現行) 小型車1. 5kmまで710円、292mごとに100円加算
中型車1. 5kmまで730円、233mごとに100円加算

3. 運賃適用地域

秋田県A地区（秋田交通圏）

4. その他参考

運賃適用地域における事業者数 15者
// 車両台数 595台
(平成30年5月22日現在)

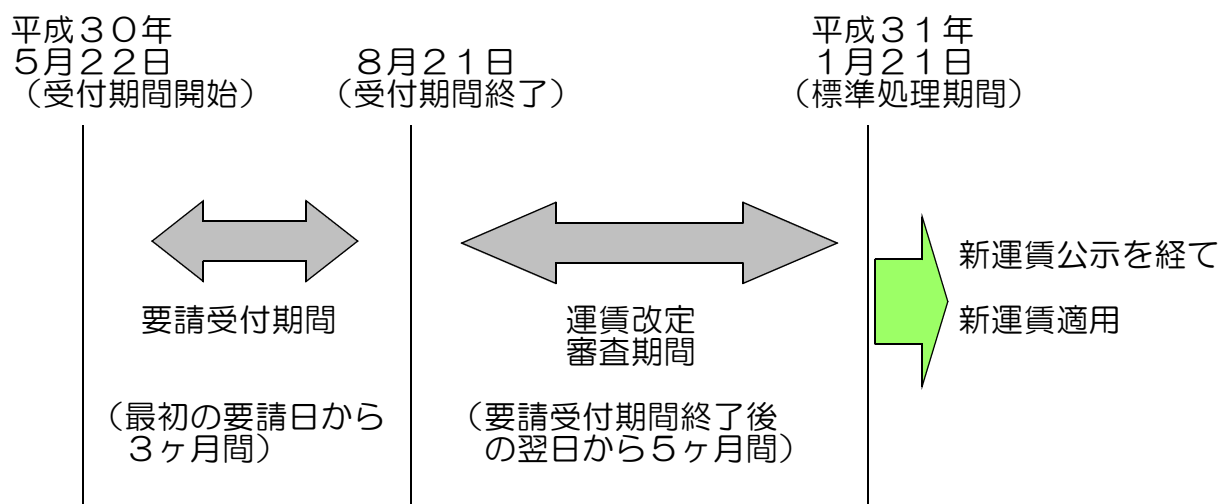


東北運輸局マスコット
“とうほくろっ犬”

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車交通部旅客第二課 日脇・林
Tel 022-791-7530

【今後の予定スケジュール】



- ※ 要請受付期間中に、秋田交通圏における要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。
要請受付期間中に、秋田交通圏における要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、要請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。